

令和7年8月 13 日
事務局 群馬労働局労働基準部賃金室
(電話 027-896-4737)

第466回群馬地方最低賃金審議会の開催について

標記について、下記のとおり開催します。

なお、審議会の傍聴を希望する方は、下記5の申込方法等により、申込締切日までにお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年8月 26 日 (火) 午前 10 時 15 分 ～
- 2 場 所 前橋地方合同庁舎 7階 大会議室
前橋市大手町2丁目3番1号
- 3 議 題 群馬県最低賃金(地域別最低賃金)の改正等について
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 申込方法等
 - (1) 傍聴希望者は、任意の用紙に「第466回群馬地方最低賃金審議会の傍聴を希望する」旨と、住所、氏名、電話番号 及び 所属団体名・部署名・役職名をご記入の上、群馬労働局労働基準部賃金室(〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階)へ郵送にてお申し込みください。
 - (2) 申込締切日 令和7年8月 21 日(木) 16時00分 必着
- 6 傍聴に関する留意点
 - (1) 会場の収容人数には限りがありますので、傍聴希望者が多数の場合には抽選とします。
抽選の結果、傍聴できない方に対しては、その旨を電話等にてご連絡いたします。
 - (2) 当日は受付等のため、審議会開始予定時刻の15分前までに、上記場所の **8 階賃金室**へお越しください。なお、審議会開始後の入室は認められませんので、あらかじめご注意ください。
 - (3) 事情により審議会の開始が予定時刻より遅れることがありますので、ご承知置きください。
なお、審議会の開始が予定時刻より遅れた場合は、そのまま待合室でお待ちください。
 - (4) 傍聴者をご本人であることを確認させていただくことがありますので、当日は身分証明書等ご本人であることが確認できる書類をお持ちください。
 - (5) 車いすをお使いになる方は、その旨をお申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がご同伴なされる場合には、その旨と同伴者のお名前もお書き添えください。
 - (6) 傍聴の際には、別添の「群馬最低賃金審議会の傍聴にあたっての遵守事項」を厳守してください。
当該遵守事項を守れない方は傍聴できませんので、ご注意ください。

群馬地方最低賃金審議会の傍聴にあたっての遵守事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入らないでください。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真、動画撮影、音声録音等はできません。
- 4 審議の妨げとなるような行為はしないでください。
- 5 審議における発言に対し、賛否を表明する言動や拍手等の行為をしないでください。
- 6 プラカード、旗、旗竿、横断幕、拡声器等、審議を妨げるおそれのあるものは会場へ持ち込まないでください。
- 7 ヘルメット、鉢巻、ゼッケン、腕章等は着用しないでください。
- 8 銃刀類、引火性の物等の危険物、その他危害を及ぼすおそれのある物は持ち込めません。
また、酒気を帯びている方、粗暴な振る舞いをする方、審議会の秩序を乱すおそれのある方は、傍聴することはできません。
- 9 その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- 10 各事項に反する行為があった場合、事務局が審議の妨げとなる行為と判断した場合、事務局職員の指示に従わない場合は、会場から退室いただきます。